

添付法令資料 3 :

信用情報管理機関 (LPIP) に関する 2022 年 3 月 25 日付インドネシア共和国
金融サービス庁規則 No. 5/POJK.03/2022 (目次)

同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 LPIP 事業活動 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 LPIP 組織
 - 第 1 節 法人及び資本 (第 4 条ないし第 7 条)
 - 第 2 節 ガバナンスの適用 (第 8 条)
 - 第 3 節 LPIP の能力及び適合性の評価 (第 9 条ないし第 13 条)
 - 第 4 節 株主 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 5 節 LPIP の取締役会、監査役会及び役員 (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 6 節 外国人労働者 (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 7 節 行政処分 (第 22 条)
- 第 4 章 LPIP の許可
 - 第 1 節 通則 (第 23 条)
 - 第 2 節 原則の承認 (第 24 条ないし第 27 条)
 - 第 3 節 事業許可 (第 28 条ないし第 31 条)
- 第 5 章 払込資本金、株主、取締役会メンバー及び監査役会メンバーの変更
 - 第 1 節 払込資本金の増加 (第 32 条)
 - 第 2 節 株主、取締役会メンバー及び監査役会メンバーの変更 (第 33 条ないし第 39 条)
 - 第 3 節 LPIP の主要当事者及び役員の再評価 (第 40 条ないし第 44 条)
 - 第 4 節 行政処分 (第 45 条)
- 第 6 章 LPIP の権限及び義務 (第 46 条ないし第 48 条)
- 第 7 章 LPIP によるデータ管理
 - 第 1 節 データソース及びデータフロー (第 49 条ないし第 54 条)
 - 第 2 節 データ管理 (第 55 条ないし第 59 条)
 - 第 3 節 行政処分 (第 60 条)
- 第 8 章 信用情報
 - 第 1 節 信用情報 (第 61 条ないし第 65 条)
 - 第 2 節 信用情報の提供 (第 66 条ないし第 73 条)
 - 第 3 節 行政処分 (第 74 条)
- 第 9 章 クレームの処理及び解決 (第 75 条ないし第 79 条)
- 第 10 章 監督 (第 80 条ないし第 92 条)
- 第 11 章 活動停止及び事業許可の取消 (第 93 条ないし第 97 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 98 条)
- 第 13 章 終則 (第 99 条及び第 100 条)